食品安全委員会（第１０４１回会合）議事概要

日　時:令和８年１１月１０日（火）　１４：００～１４：５４
場　所:食品安全委員会第一会議室
出席者:祖父江委員長ほか６名出席
傍聴者:一般２５名

（１）食品安全基本法第１１条第１項第１号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて
・微生物・ウイルス　１案件
乳及び乳製品の成分規格等に関する命令の改正について

→消費者庁から説明。
本件については、食品安全基本法第１１条第１項第１号の「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当するものとし、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

（２）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
・微生物・ウイルス　１案件
殺菌液卵に係る規格基準の改正について

→消費者庁から説明。
本件については、微生物・ウイルス専門調査会において審議することとなった。

（３）動物用医薬品専門調査会における審議結果について
・「クロチアニジン及びd-d-T80-プラレトリンを有効成分とする畜舎噴霧剤（ヌーベルショット、トリプルアクセル）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。
本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

（４）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
・「GABp6株を利用して生産されたγ-アミノ酪酸」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。
本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた

意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

・「JPBL017 株を利用して生産されたアルカリ性プロテアーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。
本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

（５）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
・遺伝子組換え食品等「RFE8922 株を利用して生産されたリボフラビン」に係る食品健康影響評価について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。
本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、
「「RFE8922 株を利用して生産されたリボフラビン」については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき又は準用し食品健康影響評価を実施した結果、最終製品において遺伝子産物が残存せず、遺伝子組換え体由来の新たな有害物質が生成される可能性は低いため、肉、乳、卵等の畜水産物中に新たな有害物質が移行しないと考えられる。また、遺伝子組換えに由来する成分が畜水産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や、家畜及び養殖水産動物の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成される可能性は低いと考えられたことから、改めて「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価は不要であり、当該飼料を摂取した家畜及び養殖水産動物に由来する畜水産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」
との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。